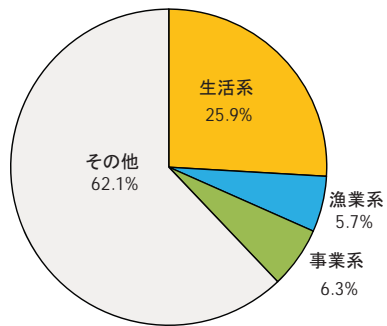


(新)

重点区域	⑮篠島地区：南知多町
対象区域	篠島内海岸全域
海岸管理者	県（河川課、港湾課）

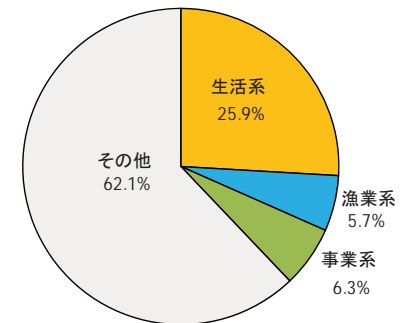
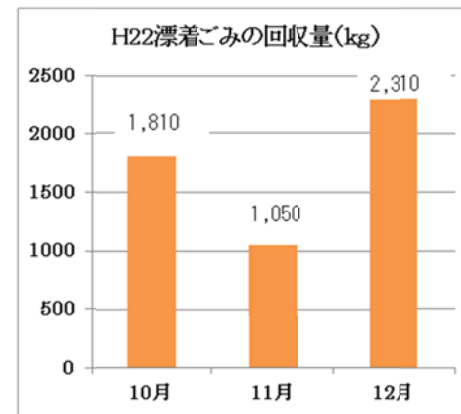
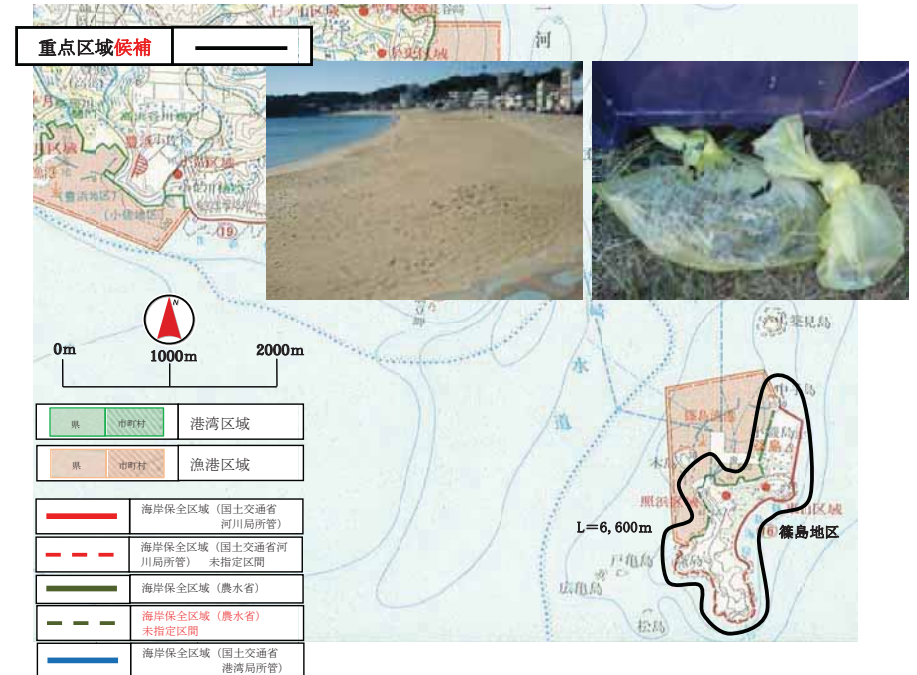


H22年 海岸漂着物種類別重量の割合 (篠島海岸)

改定内容
・修文

(旧)

重点区域候補	③篠島地区：南知多町
対象海岸	師崎海岸篠島地区海岸 篠島漁港海岸篠島地区海岸
対象区域	南知多町の篠島外周全域
海岸管理者	県（河川課、港湾課）



H22年 漂着物種類別重量の割合 (篠島海岸)

(新)

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク*	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①平成22年度現地調査 (県環境部)	篠島海岸	T	1
②平成26年度アンケート調査 (県環境部)	篠島海岸		8
③平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	篠島地区全域	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：1 降雨後：1
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・灌木を中心に漂着する。特に、夏季に海岸漂着物が発生しやすい。		

※ 表2-1参照

○海岸清掃活動等の実績

実施形態	参加者（実施者）
南知多町が補助金等を活用して実施	南知多町

○地域特性

自然的条件	三河湾国立公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	海水浴場や釣り場としてレクリエーション利用がされている。 また、花火大会も開催され、多くの観光客が訪れている。 なお、漁港として利用されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

(旧)

地域概要

○漂着ごみの集積状況

調査名	地点名	ごみランク	
①平成18年度調査 (国土交通省) 「H18調査」	—	—	
②平成21年度アンケート調査 (県環境部) 「H21調査」	—	—	
③平成22年度現地調査 (県環境部) 「H22調査」	篠島海岸	T	1
これまでの漂着ごみ状況	大雨時に流木を中心に漂着する。特に、夏季に漂着ごみが発生しやすい。また、島であるために様々な地区で集積する。		

平成22年度調査結果：流木・灌木以外のごみランク(左側)と流木灌木を含んだごみランク(右側)も併記した。

○海岸清掃活動等の実績

実施形態	参加者（実施者）	実施時期
住民ボランティア等民間団体による単独実施	篠島観光協会	定期的実施

○地域特性

自然的条件	三河湾国立公園に含まれ、県指定鳥獣保護区である。
社会的条件	夏季には海水浴場や釣りなどでレクリエーション利用がされている。花火大会も開催され、多くの観光客が訪れている。また、漁業も盛んな地域である。

○重点区域の漂着物対策推進の目標

重点区域の漂着物対策推進の目標
三河湾内の離島に位置する本地域は、海水浴を始めとする様々なレクリエーション利用及び、海岸の特殊景観である海蝕崖を有する国立公園指定地域として支障のない海岸を目指す。

改定内容

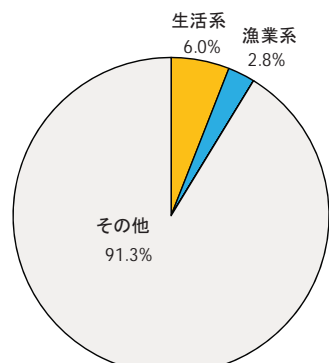
- ・調査結果の更新に伴う修正
- ・修文

(新)

重点区域	⑩日間賀島地区：南知多町
対象区域	日間賀島内海岸全域
海岸管理者	南知多町



海岸保全区域（国土交通省 港湾局所管）



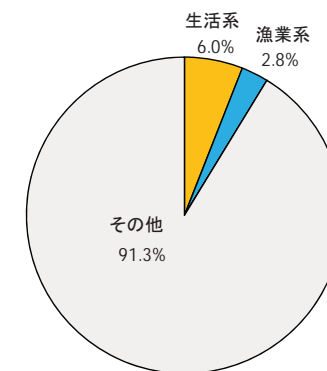
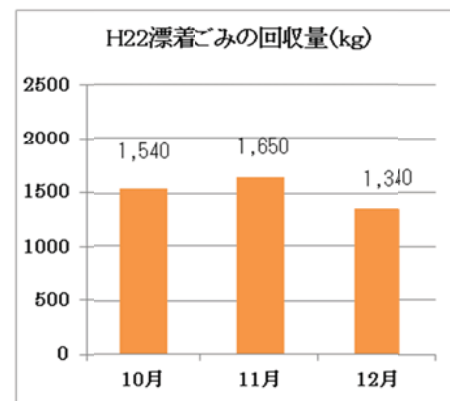
H22年 海岸漂着物種類別重量の割合（日間賀島海岸）

(旧)

重点区域候補	④日間賀島地区：南知多町
対象海岸	日間賀漁港海岸日間賀地区海岸
対象区域	南知多町の日間賀島外周全域
海岸管理者	南知多町



県	市町村	港湾区域
市	町	漁港区域
市町村	町	
海岸保全区域（国土交通省 河川局所管）		
海岸保全区域（農水省）		
海岸保全区域（国土交通省 港湾局所管）		



H22年 漂着物種類別重量の割合（日間賀島海岸）

改定内容
・修文

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク*	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①③平成22年度現地調査 (県環境部)	日間賀島海岸	T	2
②平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	日間賀島地区全域	降雨前：0 降雨後：0	降雨前：T 降雨後：T
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・灌木を中心に漂着する。特に、夏季に海岸漂着物が発生しやすい。		

※ 表2-1参照

○海岸清掃活動等の実績

実施形態	参加者（実施者）
南知多町が補助金等を活用して実施	南知多町

○地域特性

自然的条件	三河湾国立公園及び県指定鳥獣保護区に指定された地域である。
社会的条件	海水浴場や釣り場などとしてレクリエーション利用がされている。 また、花火大会も開催され、多くの観光客が訪れている。 なお、漁港としても利用されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

地域概要

○漂着ごみの集積状況

調査名	地点名	ごみランク	
①平成18年度調査 (国土交通省) 「H18調査」	—	—	
②平成21年度アンケート調査 (県環境部) 「H21調査」	—	—	
③平成22年度現地調査 (県環境部) 「H22調査」	日間賀島海岸	T	2
これまでの漂着ごみ状況	大雨時に流木を中心に漂着する。特に、夏季に漂着ごみが発生しやすい。また、島であるために様々な地区で集積する。		

平成22年度調査結果：流木・灌木以外のごみランク(左側)と流木灌木を含んだごみランク(右側)も併記した。

○海岸清掃活動等の実績

実施形態	参加者（実施者）	実施時期
住民ボランティア等民間団体による単独実施	日間賀島観光協会	定期的に実施

○地域特性

自然的条件	三河湾国立公園に含まれ、県指定鳥獣保護区である。
社会的条件	夏季には海水浴場や釣りなどでレクリエーション利用がされている。花火大会も開催され、多くの観光客が訪れている。なお、漁業も盛んな地域である。

○重点区域の漂着物対策推進の目標

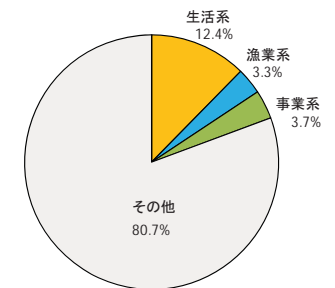
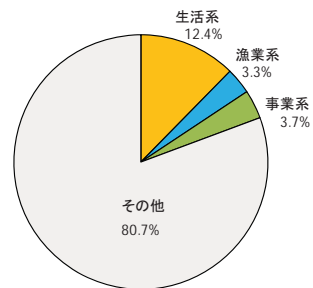
重点区域の漂着物対策推進の目標
三河湾内の離島に位置する本地域は、海水浴を始めとする様々なレクリエーション利用及び、海岸の特殊景観である海蝕崖を有する国立公園指定地域として支障のない海岸を目指す。

(新)

(旧)

重点区域	①美浜地区：美浜町
対象区域	常滑市・美浜町境～美浜町・南知多町境
海岸管理者	県（河川課、港湾課）、美浜町

重点区域候補	①美浜地区：美浜町
対象海岸	上野間漁港海岸奥田・上野間地区海岸 美浜海岸 小野浦、野間、野間・奥田、奥田、上野間地区海岸 富具崎港海岸富具崎地区海岸
対象区域	常滑市・美浜町境～美浜町・南知多町境
海岸管理者	県（河川課、港湾課）、美浜町



写真：夏場に清掃活動をする子供たちの様子
灌木・流木に混じって生活ごみも見られる

(西部海岸)

写真：夏場に清掃活動をする子供たちの様子
灌木・流木に混じって生活ごみも見られる

(四部海岸)

改定内容
・修文

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク*	
		流木・灌木を除く	流木・灌木を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	美浜海岸小野浦内海地区	0	
	富具崎港海岸	1	
	美浜海岸野間奥田地区	2	
②平成21年度アンケート調査 (県環境部)	西部海岸(上野間地区)		3
③平成21年度現地調査 (県環境部)	西部海岸(上野間地区)	2	5
④平成26年度海岸漂着物量調査 (県環境部)	美浜地区全域	降雨前：T 降雨後：T	降雨前：4 降雨後：4
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・灌木を中心に漂着し、夏季及び冬季も海岸漂着物の発生がみられる。		

※ 表2-1参照

○海岸清掃活動等の実績

実施形態	参加者(実施者)
住民ボランティア等民間団体による単独実施	近隣住民、美浜クリーンパートナー、野間中学校、日本福祉大学、企業など
行政単独実施	美浜町

○地域特性

自然的条件	三河湾国立公園及び南知多県立自然公園に指定された地域である。 また、海岸景観として野間灯台も貴重な要素となっている。 なお、アカウミガメの産卵も確認されている海岸である。
社会的条件	海水浴場、潮干狩り場としてレクリエーション利用がされている。 また、遊園地と水族館を併設したレジャー施設には多くの観光客が訪れている。 なお、漁港としても利用されている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

改定内容
・調査結果の更新に伴う修正
・修文

地域概要

○漂着ごみの集積状況

調査名	地点名	ごみランク	
①平成18年度調査 (国土交通省) 「H18調査」	野間奥田地区	2	
②平成21年度アンケート調査 (県環境部) 「H21調査」	西部海岸(上野間地区)	3	
③平成22年度現地調査 (県環境部) 「H22調査」	西部海岸(上野間地区)	2	5
これまでの漂着ごみ状況	大雨時に流木を中心に漂着し、夏季及び冬季も漂着ごみの発生がみられる		

平成22年度調査結果：流木・灌木以外のごみランク(左側)と流木灌木を含んだごみランク(右側)も併記した。

○海岸清掃活動等の実績

実施形態	参加者(実施者)	実施時期
住民ボランティア等民間団体による単独実施	近隣住民など	随時実施
	野間漁業協同組合	定期的実施
	美浜町漁業協同組合	定期的実施
行政単独実施	美浜町	—

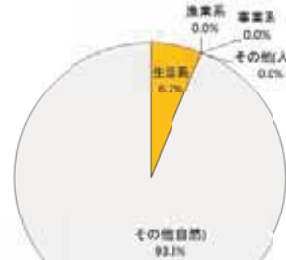
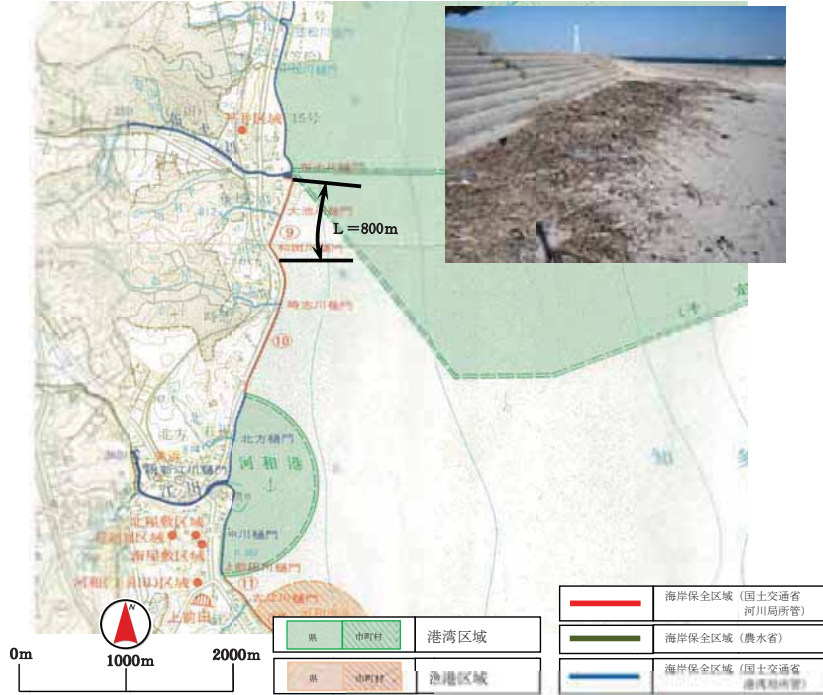
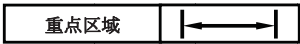
○地域特性

自然的条件	三河湾国立公園に含まれ、海岸景観として野間灯台も貴重な要素となっている。 また、アカウミガメの産卵地として重要である。
社会的条件	夏季を中心に小野浦海水浴場・野間海水浴場・若松海水浴場・奥田海水浴場などでレクリエーション利用がされている。また、春から夏にかけて潮干狩りも行われ、海岸利用が盛んな地域である。遊園地と水族館を併設したレジャー施設には多くの利用者がある。なお、漁業も盛んな地域である。

○重点区域の漂着物対策推進の目標

重点区域の漂着物対策推進の目標
知多半島の西部に位置する本地域は、国立公園指定地域であり、海水浴や潮干狩りなど様々なレクリエーション利用及び、アカウミガメなど貴重な生物にとって支障のない海岸を目指す。

重点区域	⑩布土地区：美浜町
対象区域	布土川河口～布土海水浴場南端
海岸管理者	県（河川課）



H26年：海岸漂着物種別重量の割合
(布土海岸)

改定内容
・重点区域の追加

地域概要

○海岸漂着物の集積状況

調査名	地点名	ごみ量ランク*	
		流木・灌木 を除く	流木・灌木 を含む
①H18一体的漂着ゴミ対策調査 (国土交通省)	布土地区	0	
②平成26年度海岸漂着物内容調査 (県環境部)	布土地区	T	4
これまでの海岸漂着物状況	大雨時に流木・灌木を中心に漂着し、夏季及び冬季も海岸漂着物の発生がみられる。		

※ 表2-1参照

○海岸清掃活動等の実績

実施形態	参加者(実施者)
住民ボランティア等民間団体による単独実施	近隣住民・美浜クリーンパートナーなど

○地域特性

自然的条件	南知多県立自然公園に指定された地域である。 また、アカウミガメの産卵が確認されている海岸である。
社会的条件	潮干狩り場としてレクリエーション利用がされている。

○重点区域の海岸漂着物対策推進の目標

重点区域の海岸漂着物対策推進の目標
上記の自然的条件を有する本地域の海岸環境の保全を図るとともに、上記の社会的条件に記載した利用支障のない海岸を目指す。

2 海岸漂着物対策の内容

各地域において、それぞれの特性（自然的条件や社会的条件）等を考慮しながら、国、県、海岸管理者等、市町村及び民間団体等の多様な主体が、これまで実施してきた清掃活動等の海岸漂着物対策を継続するとともに、今後、一層の充実を図るものとする。

(1) 重点区域における主な施策

○多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

海岸漂着物対策に際しては、国、県、海岸管理者、市町村、民間団体等の多様な主体が適切な役割分担のもとで、それぞれの立場から積極的な取組を担っていくとともに、各主体間での情報共有等の連携体制の確保に努めていく。

・民間団体等との連携確保と積極的な参画の促進

海岸漂着物対策は、重点区域だけの課題ではなく、広範囲にわたる県民の協力が必要であり、海岸漂着物対策に対する県民の意識高揚が重要である。海岸漂着物の問題やボランティア活動の情報提供により、県民や民間団体との連携等を図りながら、県民や民間団体等の積極的な参画を促進させる。

・民間団体間のネットワークや豊富な知識の効果的な活用

民間団体等は、各地域における自らの活動で培った豊富な知見と幅広い民間団体間でのネットワークを有している。関係機関と民間団体等の相互連携を図ることによって、こうした知見等を有効に活用していくよう努める。

○海岸漂着物の円滑な処理

海岸漂着物が海岸に集積することにより、海岸の景観や生活・自然環境の保全に支障が生じている地域においては、海岸の環境保全に加え、海岸漂着物の海域への流出防止による海洋環境の保全にもつながることから、海岸漂着物の円滑な処理を推進する。

・地域の実情に応じた役割分担と円滑な処理の実施

地域の実情に応じた海岸漂着物の回収・処分に関する役割分担を検討し、海岸環境の保全に支障がないように、海岸漂着物の適切で円滑な処理の実施に努める。

4-2. 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容

重点区域に関する海岸漂着物対策の内容として、県の基本方針を踏まえ、海岸漂着物等の処理に関する施策・発生抑制に関する施策及び環境学習・普及啓発に関する施策を整理した。

各地域において、それぞれの特性（自然的条件や社会的条件）等を考慮しながら、国、県、海岸管理者、市町村及び民間団体等の多様な主体が、これまで実施してきた清掃活動等の海岸漂着物対策を継続するとともに、今後、一層の充実を図るものとする。

1) 重点区域における主な施策

○多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

海岸漂着物対策に際しては、国、県、海岸管理者、市町村、民間団体等の多様な主体が適切な役割分担のもとで、それぞれの立場から積極的な取り組みを担っていくとともに、各主体間での情報共有等の連携体制の確保に努めていく。

・民間団体等との連携確保と積極的な参画の促進

海岸漂着物は、重点区域だけの問題ではなく、広範囲にわたる県民の協力が必要であり、海岸漂着物対策に対する県民の意識高揚が重要である。海岸漂着物の問題やボランティア活動の情報提供により、県民や民間団体との連携等を図りながら、県民や民間団体等の積極的な参画を促進させる。

・民間団体間のネットワークや豊富な知識の効果的な活用

民間団体等は、各地域における自らの活動で培った豊富な知見と幅広い民間団体間でのネットワークを有している。関係機関と民間団体等の相互連携を図ることによって、こうした知見等を有効に活用していくよう努める。

○海岸漂着物等の円滑な処理

海岸漂着物等が海岸に集積することにより、海岸の景観や生活・自然環境の保全に支障が生じている地域においては、海岸漂着物等の処理を進めることが、海岸の環境保全に加え、海岸漂着物等の海域への流出防止による海洋環境の保全にもつながることから、海岸漂着物等の円滑な処理に努める。

・地域の実情に応じた役割分担と円滑な処理の実施

地域の実情に応じた海岸漂着物の回収・処分に関する役割分担を検討し、海岸環境の保全に支障がないように、海岸漂着物等の適切で円滑な処理の実施に努める。

(2) 海岸漂着物の効果的な発生抑制に関する施策

海岸漂着物の多くは陸域にあるごみ等や**自然物**が、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着することや、海岸利用者によるごみ散乱・不法投棄に起因すると考えられる。

このため、海岸漂着物の問題を解決するためには、重点区域のみならず、県内各地の共通の課題であるという認識に立って、効果的な発生抑制に努めていくことが重要である。

・ごみの排出抑制

海岸漂着物の発生抑制を図るため、日常生活に伴って発生するごみの**排出抑制**に努める。

このため、「愛知県廃棄物処理計画」において定めた「ごみの総排出量」や「処理しなければならないごみの一人一日当たりの量」の数値目標を達成するための施策を推進する。

・ポイ捨て・不法投棄の防止

海岸漂着物は、生活系ごみを始め身近なごみのポイ捨てに起因するものも多いため、発生抑制を図るためには県民一人ひとりのモラルの向上を図る必要がある。このため、「空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例」に基づく、ごみ散乱防止の啓発事業を行なう。

また、陸域や海域における不法投棄の**未然**防止を図る。

・環境学習及び普及啓発に関する施策

海岸漂着物の発生抑制を図るためには、県民一人ひとりが、海岸はかけがえのない共有の財産であることの認識に立ち、海岸漂着物対策についての理解を深める必要がある。

このため、環境学習を通じて海岸漂着物に関する課題の普及・啓発を目的として、平成25年度に作成した環境学習プログラムを実施・推進するとともに、海岸漂着物対策や清掃活動情報等をホームページ等の広報媒体を活用し、情報提供を行う。

また、P20に示した海岸漂着物の発生状況調査結果においても、河川において**1.2kg/m**のごみが確認され、その**72%**は日常生活に伴って発生したごみであり、これらがいずれ海へと流出するものである。

この調査結果を基に作成した啓発資材（横断幕、リーフレット）を活用した普及・啓発を推進する。

2) 海岸漂着物の効果的な発生抑制に関する施策

海岸漂着物の多くは陸域にあるごみ等や**流木**が、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着することや、海岸利用者によるごみ散乱・不法投棄に起因すると考えられる。

このため、海岸漂着物の問題を解決するためには、重点区域のみならず、県内各地の共通の課題であるという認識に立って、効果的な発生抑制に努めていくことが重要である。

・3Rの推進による循環型社会の形成

海岸漂着物の発生抑制を図るためには、**まず**、日常生活に伴って発生するごみの**発生抑制**に努めることが重要である。

このため、行政と民間事業者が連携して行われている「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」の活動等や3R（リデュース、リユース、リサイクル）を積極的に推進することにより、廃棄物の発生抑制と適正な処理を確保し、循環型社会の実現に努める。

・ごみ等の不法投棄の防止

海岸漂着物は、生活系ごみを始め身近なごみのポイ捨てに起因するものも多いため、発生抑制を図るためには県民一人ひとりのモラルの向上を図る必要がある。このため、「空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例」に基づく、ごみ散乱防止の啓発事業を行なう。

また、陸域や海域における**ごみ等の不法投棄の防止**を図ることが重要である。

このため、**ごみ等の不法投棄については廃棄物処理法及び海洋汚染防止法等に基づく規制によって対応すべきものであり、不法投棄に関する規制措置の適切かつ着実な執行に努める。**

・環境学習及び普及啓発に関する施策

海岸漂着物の発生抑制を図るためには、県民一人ひとりが、海岸はかけがえのない共有の財産であることの認識に立ち、海岸漂着物対策についての理解を深める必要がある。

このため、**積極的に海岸清掃活動等に参加できるよう、環境学習の推進に努めるとともに、海岸漂着物対策や清掃活動情報等をホームページ等の広報媒体を活用し、情報提供を行うように努める。**

・海上漂流物及び海底堆積物の回収・処理の推進

海岸漂着物は、海域を漂流した後に海岸に漂着するものであるため、船舶の航行障害の除去や漁場環境の保全の観点から、海域に漂流する流木やごみ等（以下「漂流物」と言う。）や海底に堆積又は散乱するごみ等（以下「海底の堆積物」と言う。）の回収対策を講ずることは、海岸漂着物の発生抑制に資するものである。

海岸漂着物の発生抑制を図るため、また、海洋環境の保全等のため、漂流物及び海底の堆積物の回収・処理を推進する。

第5章 関係者の役割分担と相互協力に関する事項

海岸漂着物対策の実施にあたっては、国、県、海岸管理者、市町村及び民間団体等の多様な主体が、適切な役割分担を下に、進めていく必要があるとともに、それぞれの主体の立場から積極的に対策に取り組んでいき、相互に情報共有しながら、連携・協力していくことが重要である。

1 関係者の役割分担

関係者の役割分担に関して整理した。なお、() は、海岸漂着物処理推進法の関係する条文を示している。

●国（政府）の役割

- 海岸漂着物処理推進法に規定する基本理念ののっとり、海岸漂着物対策に関し、総合的な施策を策定し、実施する（9条）
- 基本理念ののっとり、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定める（13条）
- 海岸漂着物の発生抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に発生の状況及び原因に関する調査を実施する（22条）
- 海岸漂着物の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図る（27条）
- 海岸漂着物対策を効果的に推進するために、海岸漂着物の効率的な処理、再生利用、発生原因の究明等に関する技術開発、調査研究等の推進及びその成果の普及に努める（28条）
- 海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じる（29条）

●県の役割

- 愛知県海岸漂着物対策推進協議会を運営し、地域計画の策定・変更等に関する協議、海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を実施する（14、15条）
- 海岸漂着物処理法に規定する「海岸漂着物対策活動推進員等」の制度に関して制度の有効的な活用に関して適宜検討し、海岸漂着物対策の推進を図る（16条）
- 海岸漂着物の円滑な処理が推進されるよう、技術的な助言等に努める（17条）
- 海岸漂着物の発生抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に発生の状況及び原因に関する調査を実施する（22条）
- 海岸漂着物の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発を図る（27条）

第5章 関係者の役割分担と相互協力に関する事項

海岸漂着物対策の実施にあたっては、国、県、海岸管理者等、市町村、民間団体等の多様な主体が、適切な役割分担を下に、進めていく必要があるとともに、それぞれの主体の立場から積極的に対策に取り組んでいき、相互に情報共有しながら、連携・協力していくことが重要である。

5-1 関係者の役割分担

関係者の役割分担に関して関係者ごとに整理した。なお、() は、海岸漂着物処理推進法の関係する条文を示している。

●国（政府）の役割

- 海岸漂着物処理推進法の規定する基本理念ののっとり、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を策定、総合的な施策の策定・実施（9条）
- 海岸漂着物等の発生抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に発生状況の把握や原因調査の実施（22条）
- 海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通じて普及啓発の実施（27条）
- 海岸漂着物対策を効果的に推進するために、海岸漂着物等の効率的な処理・再生利用、発生原因の究明等に関する技術開発、調査研究等の推進及びその成果の普及（28条）
- 海岸漂着物対策を推進するために必要な財政措置（29条）

●県の役割

- 地域計画の策定及び愛知県海岸漂着物対策推進協議会を運営し、計画変更等に関する協議、対策推進に係る連絡調整を実施（14、15条）
- 海岸漂着物処理法で制定された「海岸漂着物対策活動推進員等」の制度に関して制度の有効的な活用に関して適宜検討し、海岸漂着物対策の推進を図る（16条）
- 海岸漂着物等の処理に必要な資料及び情報の提供、意思の表明、技術的支援等に努める（17条）
- 漂着物発生抑制を効果的に推進するため、海岸漂着物の発生状況の把握に努める（22条）
- 海岸漂着物等に関し、広報活動等を通じて普及啓発活動の実施（27条）

(新)

●海岸管理者の役割

- 管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう海岸漂着物の処理のため必要な措置を講じる（17条）
- ・地域の実情を踏まえ、海岸漂着物の回収や処分に関して地域の関係者間で適切な役割分担に努める

●市町村の役割

- 海岸周辺の特性に応じた施策を実施する（10条）
- 海岸漂着物の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者へ協力する（17条）
- ・関係者間の合意に基づき、海岸管理者と連携して、海岸漂着物の回収を行うことや、回収された海岸漂着物を市町村等の廃棄物処理施設に受け入れ処分する
- 海岸漂着物が存在することに起因して、住民の生活や経済活動に支障が生じている場合は、当該海岸管理者に対し、海岸漂着物の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することができる（18条）
- 民間団体との緊密な連携を確保し、活動支援に努める（25条）

●民間団体等の役割

- 県や市町村等と連携し、団体自ら主体となって、清掃活動等を実施する
- 県や市町村が実施する普及啓発・環境学習等のへの取り組みに積極的に参加する

(旧)

●海岸管理者の役割

- 管理する海岸の土地において、その清潔さが保たれるよう海岸漂着物等の処理のため必要な措置の実施（17条）
- ・地域の実情を踏まえ、海岸漂着物の回収や処分に関して地域の関係者間で適切な役割分担に努めること

●市町村の役割

- 海岸周辺の特性に応じた施策の実施（10条）
- 漂着物処理に関して、必要に応じて、海岸管理者等への協力（17条）
- ・関係者間の合意に基づき、海岸管理者等と連携して、海岸漂着物の回収を行うことや、回収された海岸漂着物を市町村等の廃棄物処理施設に受け入れ処分すること
- 海岸漂着物等が存在することに起因して、住民の生活や経済活動に支障が生じている場合は、当該海岸管理者等に対して、海岸漂着物の処理に必要な措置を要請（18条）
- 民間団体との緊密な連携を確保し、活動支援などを実施（25条）

●民間団体等の役割

- 県や市町村等と連携し、団体自ら主体となって、清掃活動等への参加（11条）
- 県や市町村が実施する普及啓発・環境学習等のへの取り組みに積極的に参加（11条）

2 相互協力体制の確立

国、県、海岸管理者、市町村民間団体等の様々な主体が、それぞれの取組を尊重し合い、適切な役割分担及び相互協力の関係を築いていくことが重要である。

このため、愛知県海岸漂着物対策推進協議会において適切な情報提供や意見交換を行い、相互協力体制の確立を行う。

図5-1は、こうした相互協力体制を概念図に示したものである。

また、海岸漂着物は河川等を経て海に流れ込み、県域を越えて移動するため、平成24年4月に伊勢湾流域圏の東海三県一市（愛知県、岐阜県、三重県及び名古屋市）で、海岸漂着物対策検討会を設置し、広域的に相互協力していくこととした。

5-2. 相互協力体制の確立

国、県、海岸管理者、市町村、民間団体等の様々な主体が、それぞれの取組を尊重し合い、適切な役割分担及び相互協力の関係を築いていくことが重要である。

このため、愛知県海岸漂着物対策推進協議会において適切な情報提供や意見交換を行い、相互協力体制の確立を行う。

図5-1は、こうした相互協力体制を概念図に示したものである。

また、今後必要に応じて、関係自治体等と広域的に連携した発生抑制対策等を行う。

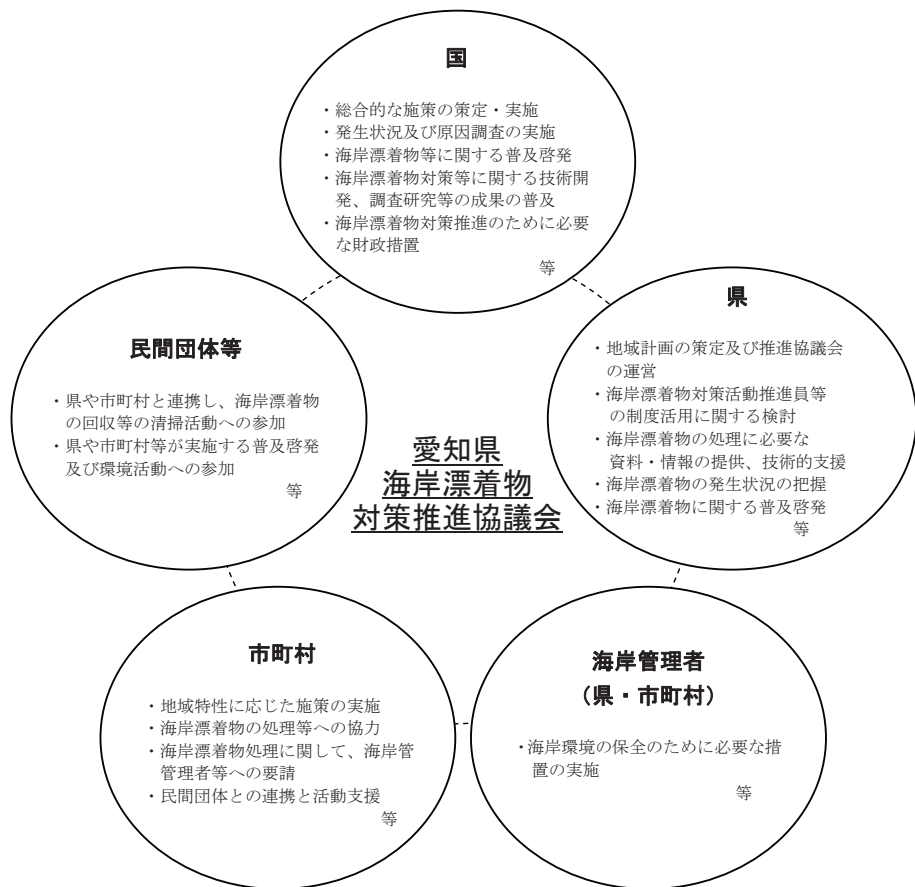


図5-1 関係者の役割と相互協力概念図

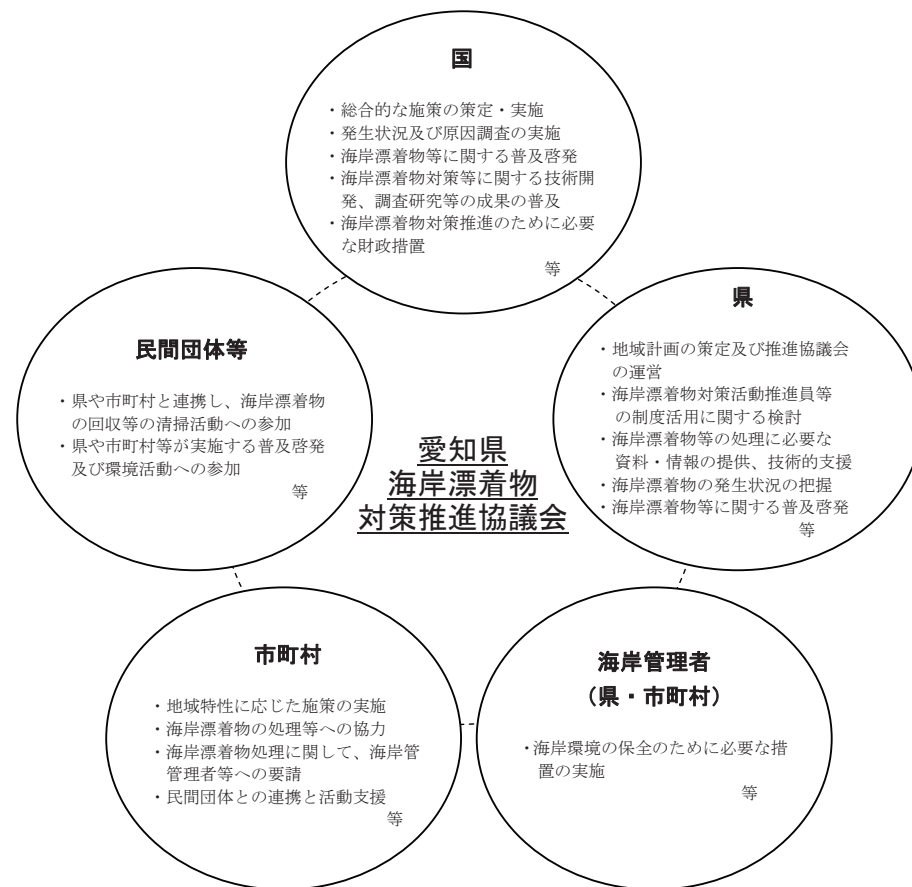


図5-1 関係者の役割と相互協力概念図

改定内容

- 三県一市で設置した「海岸漂着物対策検討会」における相互協力体制を追加

第6章 対策の実施に~~当~~たり配慮すべき事項及び その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

○ モニタリングの実施

県及び市町村は、地域の海岸漂着物の実態を把握するため、必要に応じ、海岸漂着物の回収状況等の~~モニタリングを実施する~~ものとする。

○ 災害時等の緊急時における対応

県、海岸管理者及び市町村は、災害などで大量に海岸漂着物が発生した場合や危険物が漂着した場合は、緊密に連携しながら、迅速に対応していく。

○ 地域計画推進に~~当~~たって

地域計画策定後、計画の推進を図るため、協議会において海岸漂着物対策の実績状況の把握を行う。

また、海岸漂着物の漂着状況等の結果及び海岸・周辺地域の状況の変化に応じて、適宜地域計画の変更（見直し）を行う。

第6章 対策の実施に~~あ~~たり配慮すべき事項及び その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項

6-1. モニタリングの実施

県、海岸管理者、市町村は、地域の海岸漂着物の実態を把握するため、必要に応じ、海岸漂着物の~~回収状況等の情報提供を求める~~ものとする。

6-2. 災害時等の緊急時における対応

県、海岸管理者、市町村は、災害などで大量に海岸漂着物等の発生した場合や危険物が漂着した場合は、緊密に連携しながら、迅速に対応していく。

6-3. 地域計画推進にあたって

地域計画策定後、計画の推進を図るため、協議会において海岸漂着物対策の実績状況の把握を行う。

また、海岸漂着物の漂着状況等の結果及び海岸・周辺地域の状況の変化に応じて、適宜地域計画の変更（見直し）を行う。